

# 芦屋市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

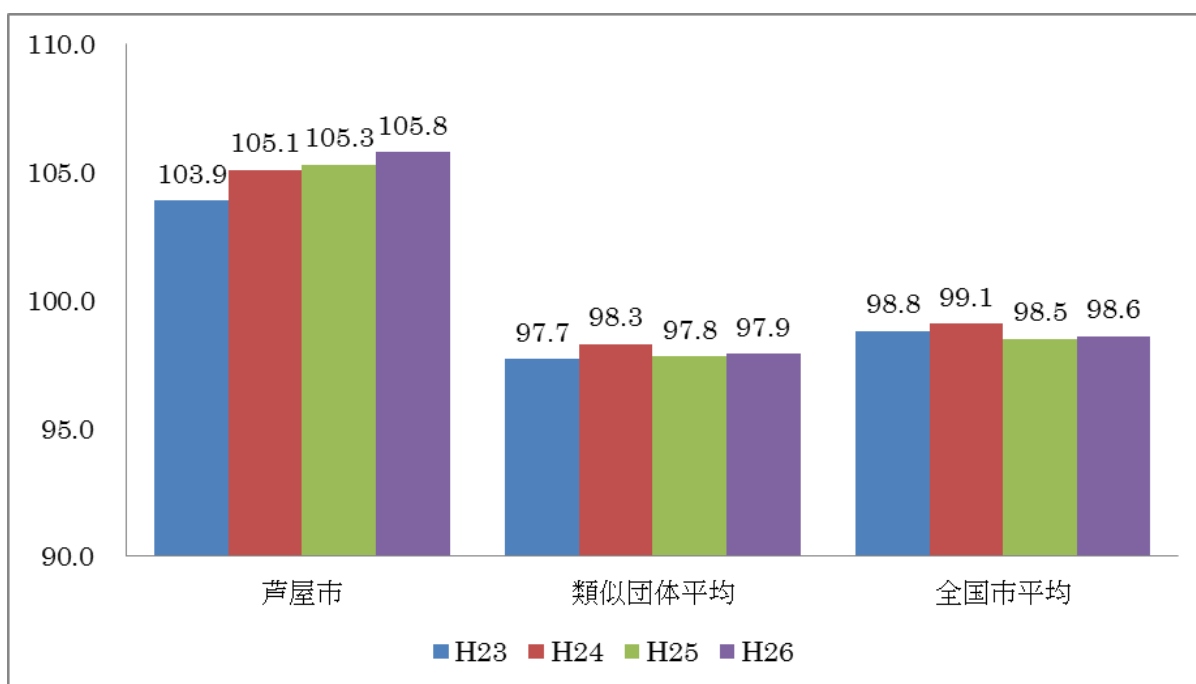
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 96,816	千円 45,459,674	千円 522,306	千円 7,578,798	% 16.7	% 21.0

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤続手当	計 B		
25年度	人 663	千円 2,726,100	千円 1,081,982	千円 1,080,479	千円 4,888,561	千円 7,373	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

芦屋市では、阪神・淡路大震災以降、復興財源を確保するために職員数の削減をはじめとした総人件費削減の取組を進め、平成15年度以降の行財政改革においても、職員数の削減及び期間を定めて給料を12%～2%減額するなど職員給与の削減措置を掲げ総人件費の削減に努めてきました。しかし、職員数を削減する反面、管理職の数の削減が進まなかったため、平成19年度以降、団塊の世代の定年退職等による退職者数の増加に伴い、管理職の昇任年齢の低下が顕著になり、それがラスパイレス指数を年々上昇させる原因となっています。

そのため、平成24年度から組織を見直し、管理職ポスト数を適正化することによって昇任年齢を元の状態に戻す取組を進めるとともに、職員給与については、時限的な給与削減措置ではなく、恒久的な給与制度の見直しを行っているところです。この取組により、行政改革実施計画の計画期間の平成28年度までに上昇傾向にあるラスパイレス指数を漸減傾向に転じさせ、平成19年度以前の100未満の数値に戻すよう努めてまいります。

なお、ラスパイレス指数の抑制を図るため、国家公務員は給与制度の総合的見直しにおいて平成27年1月1日昇給については1号俸抑制していますが、本市では2号給の抑制を実施しています。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合はその理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.05%の引下げを実施しました。また、2級以上の級の高位号給については、本市のラスパイレス指数が高い状況を考慮し、給料カーブ・間差額を是正するなど最大4.9%の引下げを行っています。なお、激変緩和のため、国に準じて3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。

他の給料表についても、国の見直し内容を踏まえて給料表の改定を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準15%に対し、芦屋市においても15%を支給。			
（実施時期）平成27年1月1日			
（参考）			
	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	15%	15%	15%
芦屋市の支給割合	14%	15%	15%

③その他の見直し内容

平成27年1月1日昇給については、国家公務員は1号俸抑制しているところを本市は2号給の抑制を実施しました（平成27年1月1日実施）。また、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国の制度に準じて同様の見直しを実施しています（平成27年4月1日実施）。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芦屋市	39.5歳	317,800円	463,110円	426,646円
兵庫県	44.3歳	338,000円	436,666円	393,936円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
類似団体	42.6歳	322,632円	389,653円	357,265円

②技能労務職

ア 公務員

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
芦屋市	45.3歳	96人	339,300円	447,601円	412,692円
うち清掃職	44.7歳	26人	349,700円	486,588円	429,423円
うち調理職	39.8歳	23人	280,100円	358,917円	343,678円
兵庫県	52.7歳	580人	330,000円	400,516円	368,554円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円
類似団体	49.7歳	34人	316,350円	352,255円	336,838円

イ 民間

市職種 区分	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	(A/B)	(参考) 年収ベース (試算値) の比較		
					公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
清掃職	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.69	7,578,156円	3,939,100円	1.92
調理職	調理士	42.4歳	270,800円	1.33	5,689,204円	3,591,400円	1.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(小・中学校, 幼稚園)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦屋市	41.9歳	361,400円	450,458円
兵庫県	43.1歳	362,857円	428,101円
類似団体	40.1歳	302,285円	332,987円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		芦屋市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	181,100円	176,642円	172,200円
	高校卒	151,100円	143,131円	140,100円
技能労務職	高校卒	138,400円	139,809円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	205,300円	197,257円	—
	高校卒	—	175,372円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

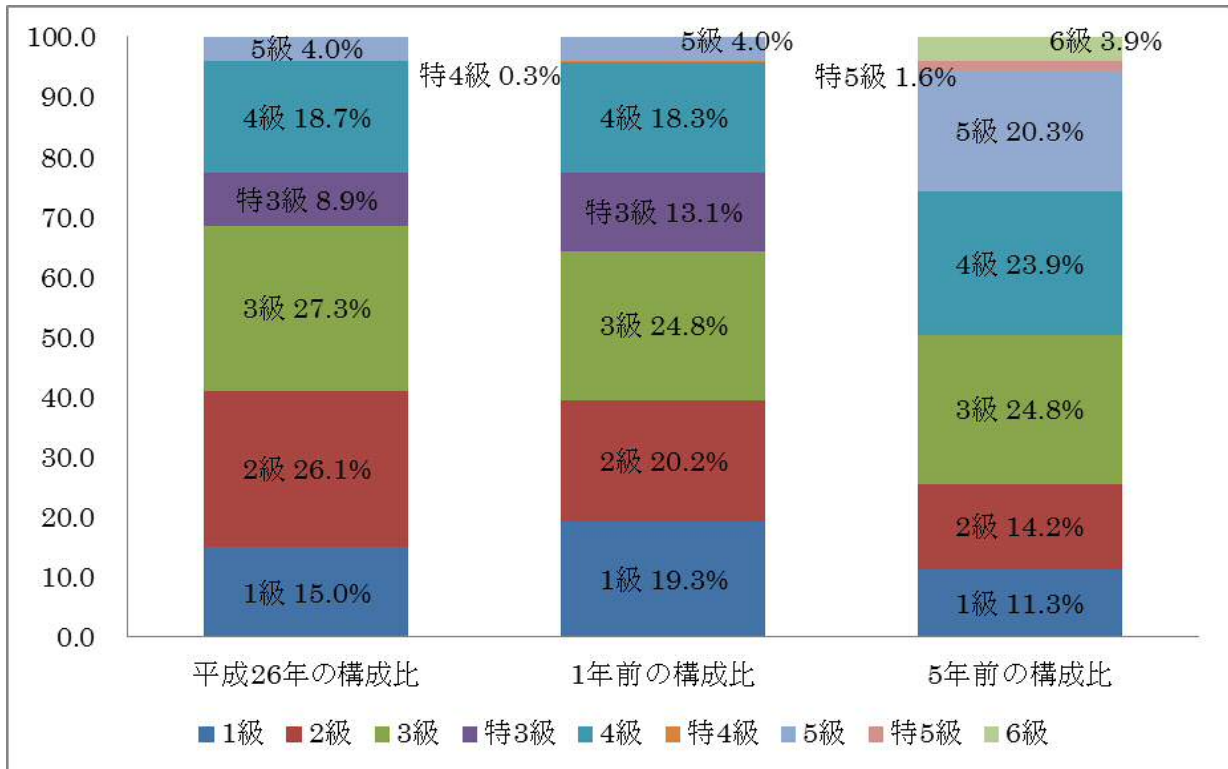
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,033円	383,067円	405,767円	426,425円
	高校卒	—円	(21年) 339,350円	(26年) 422,800円	(31年) 415,300円
技能労務職	高校卒	—円	360,650円	—円	—円
	中学卒	199,333円	314,320円	(26年) 379,475円	(31年) 376,700円
教育職	大学卒	301,400円	394,800円	395,600円	(29年) 433,750円
	高校卒	—円	—円	—円	—円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	一般事務（技術）職	49人	15.0%	132,400円	246,400円
2級	一般事務（技術）職	85人	26.1%	202,200円	388,100円
3級	係長・主査・主任	89人	27.3%	241,400円	427,800円
特3級	課長補佐・主席係長（主任）	29人	8.9%	265,300円	449,800円
4級	課長	61人	18.7%	283,000円	486,600円
5級	部長	13人	4.0%	377,600円	527,800円

- (注) 1 芦屋市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成25年4月1日より6級を5級、特5級を特4級、5級を4級、4級を3級に変更している。

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。なお、平成22年度からは課長級以上を、平成27年度からは課長補佐級・係長級以下（企業職給料表及び技能職給料表適用者を除く）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

芦屋市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,526千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,803千円	—
（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（25年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% （抑制後4～10%） ・管理職加算 10～20% （抑制後5～10%）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成22年度からは、課長級以上を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成23年度からその評価結果を勤勉手当へ反映させています。  
平成27年度からは課長補佐級・係長級以下（企業職給料表及び技能職給料表適用者を除く）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成28年度からその評価結果を勤勉手当へ反映させることとしています。

### (2) 退職手当（26年4月1日現在）

芦屋市	国
（支給率） 自己都合 定年前早期・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）
1人当たり平均支給額 9,388千円 26,641千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度普通会計決算）		412,886千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		588,157円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内全地域	14%	702人	15%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		104.9 （105.8）	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

### (4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度普通会計決算）		42,615千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		122,455円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		48.33%	
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者、物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者、物件等の処理作業	日額300円
行旅病人等処置手当	行旅病人・行旅死亡人の収容等の処置作業に従事した職員	行路病人等の収容と収容の処置作業	1回1,600円以内
汚物取扱手当	汚泥、汚物を取扱う職員	臨時又は緊急の必要による汚泥、汚物の処理	1回300～1,500円
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務のため出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務	1時間200～日額2,400円
交替制勤務手当	消防職員等	深夜等に勤務したとき	1回350～1,590円
消防業務手当	消防署職員	災害出動、救急業務等	1回100～600円
技術技能手当	薬剤職、医療技術職、栄養職、看護職等	特殊な技術・技能を必要とする業務	1日160～420円
特殊事務手当	福祉保護現業業務、用地買収・折衝業務、動物の死体受取業務等に従事した職員	福祉保護現業業務、用地買収等業務、動物の死体受取業務等	1日120～705円
教員特殊業務手当	教育職員	非常災害時の生徒の保護等	1日900～6,000円
教育業務連絡調整手当	市立幼稚園教諭	主任の職務にかかる業務	1日200円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	日額5,000円
技能現場作業手当	技能長の業務に従事	高度の技能と経験を必要とする業務を行う技能職員	月額16,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度普通会計決算）	131,034千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	363千円
支給実績（24年度普通会計決算）	115,410千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	306千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	千円 69,686	円 231,515
住 居 手 当	家賃支払者 33,500円以内 持家居住者 9,900円	異なる	手当額。持家居住者に支給	千円 104,504	円 209,847
通 勤 手 当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同 じ	—	千円 80,247	円 145,904
管 理 職 手 当	部 長 101,000円 次 長 83,000円 課 長 73,000円 保育所長 63,000円 課長補佐 43,000円 係 長 30,000円 係 長 43,000円 (施設管理者)	異なる	役職に応じて定額で支給	千円 190,400	円 806,780
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務	同 じ	—	千円 32,550	円 166,923



## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 副 市 長 市 長	836,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		724,000円	1,000,000円 /	440,000円
報 酬	議 副 議 長 副 議 長 員	698,000円	698,000円 /	310,000円
		618,000円	620,000円 /	245,000円
		560,000円	560,000円 /	222,000円
期 末 手 当	市 副 市 長 議 副 議 長 副 議 長 員	(25年度支給割合)		
		3.95月分(役職加算20%)		
退 職 手 当	市 副 市 長 市 長	(算定方式)		
		836,000×在職月数×0.48	(1期の手当額)	19,261,440円
		724,000×在職月数×0.29		10,078,080円
				(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

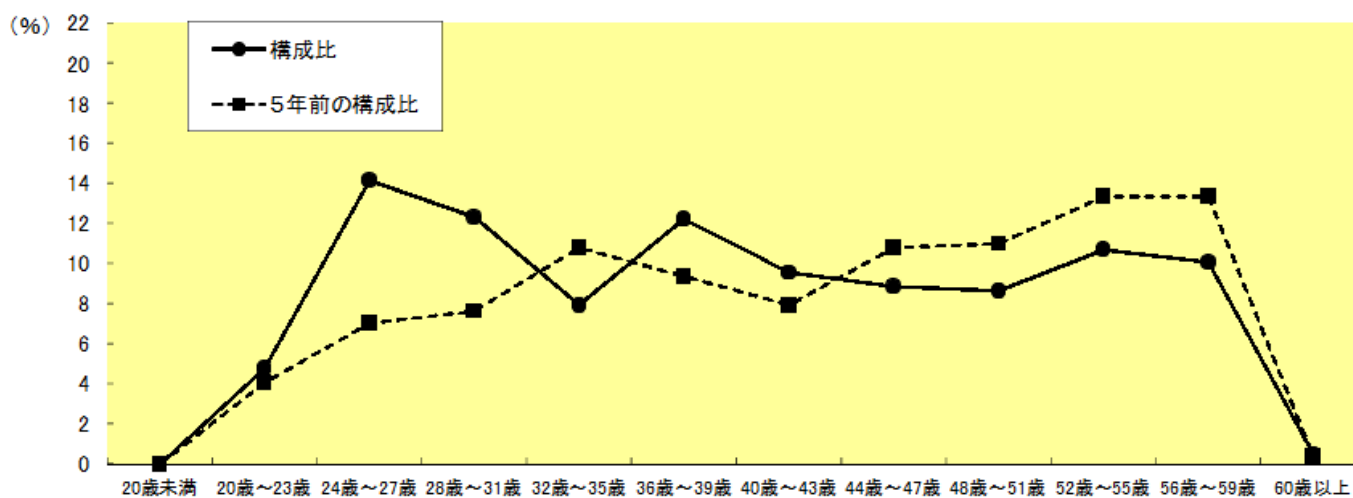
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)		対前年増減数 (人)	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計	一 般 行 政 部 門	議 会	7	8	1	業務量増加対応 事務の統合縮小 事務の統合縮小 新制度に伴う業務量増加対応等 退職不補充等
		総 務	97	96	▲1	
		税 務	37	35	▲2	
		民 生	168	173	5	
		衛 生	59	57	▲2	
		労 働	1	1		
		農林水産	1	1		
		商 工	1	1		
		土 木	61	61		
	計	計	432	433	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.49人 類団人口1,000人当たり職員数 5.35人
部 門	教 育 部	142	141	▲1	事務の統合縮小及び退職不補充等	
	消 防 部	90	93	3	業務量増加対応	
	小 計	664	667	3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.91人 類団人口1,000人当たり職員数 7.18人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	215	225	10	病院事業の拡大	
	水 道	40	38	▲2	事務の統合縮小	
	下 水 道	26	23	▲3	事務の統合縮小	
	そ の 他	27	27			
	小計 B	308	313	5		
合 計	A + B	972 [1,062]	980 [1,070]	8	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.16人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	47	139	121	78	120	94	87	85	105	99	5	980

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		420	420	422	432	432	433	13(3.1%)
教育		165	155	152	148	142	141	▲27(▲14.5%)
消防		87	89	90	91	90	93	6(6.9%)
普通会計計		672	664	664	671	664	667	▲5(▲0.7%)
公営企業等会計計		268	279	281	296	308	313	45(16.8%)
総合計		940	943	945	967	972	980	40(4.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 芦屋市水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	1,969,004	106,743	338,324	17.2	16.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	43	177,706	89,251	71,367	338,324	7,868	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

給与の抑制措置

- ・ 給料の減額（55歳を超える課長級以上1.5%）

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市水道事業	44.2歳	411,005円	660,454円
団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市水道事業	団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,660千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,456千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

芦 屋 市			団 体 平 均	
(支給率)	自己都合 定年前早期・定年			
勤続20年	21.62月分	27.025月分		
勤続25年	30.82月分	36.57月分		
勤続35年	43.7月分	52.44月分		
最高限度額	52.44月分	52.44月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）				
1人当たり平均支給額	0円	2,596千円	1人当たり平均支給額	13,934千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		27,192千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		632,368円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全地域	14%	38人	14%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		2,314千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		85,696円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		62.79%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
有害物取扱手当	浄水場に勤務する職員	浄水場での次亜塩素の取替え作業業務	1回120円
非常作業手当	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に又は、強行に作業に従事した職員	予期しない出水、浸水その他著しく困難な作業条件下にかかわらず緊急に、又は強行に作業に従事したとき	1回400～1,200円
交替制勤務手当	奥山浄水場に勤務する職員	交替制勤務に従事したとき	1回1,240円
待機手当	奥山浄水場に勤務する職員	夜間勤務での待機	1回5,900円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	日額5,000円
特殊事務手当	水道料金の滞納精算及び停水処分に従事した職員	給水料金の滞納精算及び停水処分に従事したとき	1日230円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	25,326千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	1,055千円
支給実績（24年度決算）	24,346千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	1,014千円

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	6,070千円	224,815円
住居手当	家賃支払者 33,500円以内 持家居住者 9,900円	同 じ	—	6,454千円	195,588円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同 じ	—	6,368千円	176,886円
管理職手当	部 長 101,000円 次 長 83,000円 課 長 73,000円 保育所長 63,000円 課長補佐 43,000円 係 長 30,000円 係 長 43,000円 (施設管理者)	同 じ	—	13,119千円	771,715円

(2) 芦屋市病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	4,848,133	▲322,151	1,614,794	33.3	33.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	215	827,921	448,834	338,039	1,614,794	7,511	6,718

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の抑制措置

- ・ 給料の減額（企業職給料表適用者のみ）  
（55歳を超える課長級以上1.5%）

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
芦屋市病院事業（医師）	47.7歳	628,127円	1,299,828円
芦屋市病院事業（看護師）	37.8歳	338,863円	513,719円
芦屋市病院事業（事務職員）	34.6歳	310,728円	571,207円

（注） 平均月収額には，期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

芦屋市病院事業	団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,565千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,329千円
（25年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階，職務の級等による加算措置 5～20%	

（注）（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

芦屋市病院事業	団体平均
（支給率） 自己都合 定年前早期・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 837千円 24,854千円	1人当たり平均支給額 5,837千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は，25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		126,905千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		601,446円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全地域	14% 医師職は15%	211人	14%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		128,632千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		819,315円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		72.35%	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症患者、物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者、物件等の処理作業	1回1,200円以内
非常作業手当	勤務時間外に災害対策業務や緊急の診療業務のために出勤し業務に従事した職員	勤務時間外での災害対策業務や緊急の診療業務	1時間200円～ 1回2,900円
夜間看護手当	助産師、看護師、准看護師	交替制勤務により深夜等に勤務したとき	1回2,000円～ 6,800円
医師特別調整手当	医師職の職員	診療業務	月額200,000円～ 280,000円
放射線取扱手当	医療技術職、看護職の職員	放射線を人体に対して照射する業務又はその補助業務に従事したとき	1月7,000円
病棟勤務手当	看護職の職員	交替制勤務にて病棟に勤務したとき	1月3,000円
救急入院手当	医師職、看護職の職員	緊急の入院の対応業務	1件500円～5,000円
解剖手当	看護職、医療技術職の職員	解剖業務	1件3,000円
年末年始等特別勤務手当	12月29日～翌年1月3日に特別の業務に従事した職員	年末年始期間の業務	1時間1,730円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	37,529千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	280千円
支給実績（24年度決算）	41,397千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	274千円



カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者がいない場合1人 11,000円) 特定期間の加算 5,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの扶養親族である子に係る1人当たりの加算額	同 じ	—	18,501千円	228,401円
住居手当	家賃支払者 33,500円以内 持家居住者 9,900円	同 じ	—	42,539千円	276,227円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期相当分 (限度額：月55,000円) 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 (限度額：月24,500円)	同 じ	—	25,288千円	126,438円
管理職手当	(行政職給料表適用者)  局 長 101,000円 課 長 73,000円 課長補佐 43,000円 主 査 30,000円	同 じ	—	46,461千円	967,942円
	(医療職給料表適用者)  病 院 長 136,000円 副病院長 108,000円 科 部 長 93,000円 科 次 長 88,000円 主任医長 76,000円 医 長 72,000円 副 医 長 43,000円	異なる	区分及び金額		
	(医療技術職給料表, 看護職給料表, 医療専門事務職給料表適用者)  局 長 108,000円 薬剤科部長 88,000円 主任技師長 } 看護部長 } 76,000円 技師長 } 看護師長 } 72,000円	異なる	区分及び金額		

## 8 技能労務職員等の給与等の見直しにむけた取組方針

### (1) 現状

① 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員データ（平成26年4月1日）

2 (1)②のとおり

② 職種ごとの年齢別の人数（平成26年4月1日）

区 分	19歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
全 体	人 96	人 2	人 6	人 6	人 6	人 7	人 11	人 12	人 13	人 19	人 13	人 1
うち清掃職	26	1	4	0	0	0	4	6	4	5	2	0
うち調理職	23	0	1	5	2	4	5	3	1	0	1	1
その他	47	1	1	1	4	3	2	3	8	14	10	0

③ その他給与に関する事項

ア 給料表

技能職給料表の1～4級を適用する。

イ 諸手当

扶養手当，地域手当，通勤手当，住居手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，

休日勤務手当，期末手当，勤勉手当，退職手当

ウ 昇給基準

昇給日前1年間の勤務成績に応じ4号給（55歳を超える職員については2号給）を標準として昇給する。

### (2) 基本的な考え方

技能労務職員については，平成19年10月に策定した行政改革実施計画に基づき，退職者の欠員不補充を原則として，職員配置基準の見直しを検討する中で，事務事業の見直しを行い適正配置に努めていく。

給与面に関しては，国，県，近隣市の動向を見ながら，適宜改正等の判断をしていく。なお，平成26年度より技能職給料表を適用した。

### (3) 具体的な取組内容

① 特殊勤務手当について，平成17年度に火葬業務手当，雨中作業手当，危険物取扱手当及び変則勤務手当を廃止し，その他の手当についても見直した。また平成24年度に，年末年始等特別勤務手当について見直しを行った。

② 昇給については，今後人事評価制度の導入を行い，その評価基準に応じた昇給制度を検討する。

### (4) その他

技能労務職員については，原則，退職者の欠員不補充としており，今後，事務・事業の見直しを行う中で，民間に委ねることができる業務については，行政責任の確保，市民サービスの維持・向上等に留意しながら民間委託等を行っていく考えである。